

質問：村井市議

②新浜浄化センター・し尿処理場の跡地利活用について、質問します。

2月9日に開催された建設水道委員会資料に、2016年度の新規事業として、新浜浄化センター及びし尿処理施設の解体工事を行います。そして、解体後の跡地利活用は、「売却を基本に検討を行う」との記載がありました。

旧新浜浄化センター跡地は、2015年度の曙学区自治会連合会から、「跡地を避難場所」として整備を求める要望書が提出されています。

曙学区は、もともと海拔が低い地域ですが、旧新浜浄化センター跡地は、海拔2.5メートルであるため、浸水時の避難場所に適している、とのことでした。

同学区の町内会からは、救援センター等、「避難所機能を備えた多目的広場」の設置を要望しています。それに対し、担当課は「関係部署や地域住民と話し合いながら跡地利用を進める」との回答でした。

そもそも、この施設については、2014年6月に、曙町の全12町内会中10町内会の連名で「し尿中継施設の計画の白紙撤回を求める要望」が出され、さらに、地域住民ら59人が、計画の中止を求める住民監査請求を提出したという経緯があります。

住民監査請求の結果は、「棄却」でしたが、同時に、監査人は異例の指摘を行っています。

それによると、「この監査請求は、住民の行政不信が原因で起こされた」として、「関係機関は深く反省しなければならない」と、自省を促すとともに、今後は、住民に分かり易い資料を示し、適切で丁寧な説明を行い、住民理解を得るよう努めることを強く求めています。

このような経過がある跡地の利活用については、地元住民の意見を十分聞き入れ、要望に即した対応をすることが求められます。

跡地の利活用について、今後の方策をお示し下さい。

**答弁（市長）** 次に、新浜浄化センターの跡地利活用についてであります。

新浜浄化センターは、2014 年（平成 26 年）4 月に廃止し、既存建物は耐震性が無く、老朽化した機械等もあることから、2016 年度（平成 28 年度）の解体工事に向け、現在、設計業務を行っているところであります。

跡地の利活用につきましては、売却を基本とする考えであります。

なお、地元自治会連合会からの要望につきましては、地元住民の意見を聞く中で、どのような対応が可能か引き続き検討してまいります。